

臨時委員ハロイニ先々之委員イニ、今年十月、得も決天ノ、
 議十午ニテマヌイノ、取山ノ、以テ限ニ小委員曾ハ、此マ、ノ、取茶マ、
 ハ、聊ハ、節、雖ノ、細マ、ハ、ノ、シ、テ、マ、ノ、取、
 實、計、委員、曾ニ、先、テ、計、議、ヲ、ハ、限、第、二、議、一、官、業、共、濟、組、合、
 1、選、出、ス、ル、官、業、共、濟、組、合、
 ハ、
 2、
 3、
 4、
 5、
 6、
 7、
 8、
 9、
 10、
 11、
 12、
 13、
 14、
 15、
 16、
 17、
 18、
 19、
 20、

財團法人協働會大阪支所

邊善壽、川村保太郎、辻井安太郎ノ五名ヲ、
 結果別記第三號意見書ヲ作製シ、滿場一致之ヲ承認可決セリ
 2、衆議院議員ニ依頼シテ第五十四議會ニ官業共濟組合法人法案
 ヲ提出スルノ可否及其具體的事項決定ノ件
 衆議院議員ヲ、
 徹ヲ圖ルコトニ決ス
 3、前二項ノ實行運動ノ件
 第一項ニ就テハ直ニ上京委員ヲ選ビ各關係當局ヲ訪問スルコト
 ニ決シ左記八名ヲ當該委員ニ選任セリ
 吳海王會
 久能實夫
 川島不二郎
 佐世保壽會
 野添勝一郎
 佐通
 從業員組合
 小出幸太郎